

2021年2月26日：令和3年2月定例会（第3日） 本文

◎藤木卓一郎君（拍手）登壇＝おはようございます。自民党会派の藤木でございます。

まず、山口知事の二期目、折り返し点になった令和二年度は新型コロナウイルス感染症の対応に、知事、執行部をはじめ、関係各位の献身的な御努力に対し、会派を代表して改めて感謝を申し上げたいと思います。

今日は全十六項目、おおむね県政は順調に推移いたしておりますが、やはり問題はあります。その中で、県民にとって関心の高い重要な政策課題を十六問質問させていただきます。

ここにおられる三十七人の県会議員をはじめ、県内外を問わず、関係者の多くが見ております。知事におかれましては、簡潔にして明瞭かつ前向きな答弁を期待しながら始めさせていただきます。それでは、よろしく願いをいたします。

一項目め、知事の政治姿勢についてであります。

昨今の知事の議案をめぐる対応については、正直、大変違和感があります。知事一期目と違って、新しい事業や大規模な予算案がいきなり県議会に提出されることも多く、唐突感もありますし、多分に説明が不足していると感じております。

議案については、提案する知事だけでなく、議決機関である議会も共同して責任を負うものですから、知事はじめ執行部と県民の代表たる県議会とが問題意識を共有した上で議論、検討を重ねていかなければなりません。そのためにも、議会に対してはもっと時間の余裕を持って、丁寧な説明がなされるべきかと思っております。

具体例を申し上げれば、令和元年五月の県議会の構成を決める、そういった臨時議会において、唐突に副知事の選任議案の提出をされたことを記憶いたしております。

また、一昨年、令和元年十一月議会では、県政史上始めて以来のSAGAアリーナ建設に伴う六十五億円もの補正予算が提出されました。これについては、さすがに私どもも執行部に対し、議案に対し説明責任を果たすことなどを求める附帯決議を可決させていただきました。

さらには、議案ということではないものの、昨年の九月議会においては、国との積極的な協議を求める決議に至った九州新幹線西九州ルート問題なども、知事、執行部に対してもっと丁寧な説明を求める議会側の思いがその背景にあったと私は思っております。

最近でも、昨年十一月議会で否決された「誓いの鐘」の設置に係る予算議案もしかりであります。「誓いの鐘」の予算案が修正により削除された際には、知事はこれを淡々と受け入れ、それは議会の判断だから仕方がないといった反応であった割に、今年になってからもあの「誓いの鐘」の事業は今でもよい事業だと思っていると主張されております。

しかし、当時は、提案に至った知事の思いや事業の必要性について、知事のもとより、関係当局は、挙げて議員各位に説明を尽くし、理解を得ようという姿勢が必要だったと思っております。しかし、私にはその姿勢はほとんど感じられず、逆にこちらが戸惑うほどでありました。

知事は、常々議会に対して根回しをしないとされています。また、全てをオープンにという知事の思いも、ある面理解できないわけではありませんが、現実には三十七名の議員は年齢も違えば育ってきた環境も違う。考え方も専門の方向性もまるで違います。議案に対する熟度は人それぞれに違います。議案審査、一般質問、委員会質疑という議論だけでは、やはり不十分な場合だってあります。会派があって、専門性を持つ者たちの意見がしっかり聞こえてくるから判断できるけれども、そうであればよく分からないこと、分かっていないことには当然賛成はできないということになります。

そういった意味では、議決に参加する議員の意見や質問をしっかりと聞いて、その上で丁寧な説明を尽くすことは、議案に込めた執行部の思いを実現していくためには当然のごとく必要なプロセスであります。それは根回しではありません。

また、もう一つ申し上げたいのは、副知事についてであります。

副知事の選任議案に対して、提出者は知事であっても同意したのは私たち議会であります。そういう意味では、知事と議会との間で多く議論を分かちような状況では、副知事が司令塔となって、直接、間接を問わず、事態の收拾に向けて説明を尽くし、調整機能としての役割をもっと果たすべきか

と思います。

そして、最後になります。本県選出の国会議員との連携についてであります。

知事は、県内二十市町の首長と知事とでつくるGM21ミーティングの開催を通じて、各市町の首長との意思疎通には断然力を入れておられます。それはそれとして大いに結構なことなのですが、その一方で、国政の場で佐賀県勢の進展に大きな役割を果たしていただいている本県選出の国会議員との関係においては、他党の議員は知らず、我が党選出の国会議員とはほぼ意思の疎通がないように伺っております。

国策に絡む大きな案件も多く、また、多くの議案が我が党によって構成される政府の下支えで成り立っているのも事実であります。県勢進展に責任を負う国会議員と、国会議員のその思いや力をもっと県政に生かしていければ、県勢進展の大いなる力になるかと思っております。

知事がよく言われるオール佐賀という言葉であります。この議会をはじめ、世の中には知事の考えに沿わない案件や考えだつて多数あります。しかし、そこはお互いの尊厳に配慮しながらも、胸襟を開いて十分に議論を尽くし、本当の意味でのオール佐賀を通じて、確かな県政を進めてほしいと願っております。

こうした問題意識の上に立って、知事の政治姿勢に関し、次の四点についてお伺いいたします。

一つ、令和三年度の県政運営の基本方針についてであります。

令和三年度は、引き続きコロナの状況を見据えながらの県政運営にならざるを得ないかも分かりません。こういった厳しい状況が続いているからこそ、人々に希望を与える県政運営への期待は大きいものと考えます。どのような考えで当初予算を編成したのかお伺いいたします。

二、知事と県議会との関係についてであります。

議案として提出する以上は、県民のためになるベストな案として練り上げられているはずであります。執行部として、議決されるよう説明を尽くすべきであります。そのためには、時間の制約がある議場での質問だけではなく、様々な機会を通じて、知事と議員各位が率直に意見を交わすことが何より重要ではないかと思っております。

知事は、県議会、特に議員各位と今後どのように向き合いながら県政を進めていくつもりなのかお伺いいたします。

三、副知事の役割についてであります。

副知事の役割とは、執行部内部の調整機能と対外的な対応という重要な仕事を担っていると認識しておりますが、議会への対応についてはどのような認識をお持ちなのかお伺いします。

四、国会議員との関係についてであります。

県選出の国会議員との連携については、今後どのように対応されるおつもりなのかお伺いいたします。

次に、財政運営についてであります。

SAGAサンライズパークの整備につきましては、施設の耐用年数を五十年で見た場合、単純な試算ではありますが、施設整備費に五百四十億円が既にかかっております。指定管理料に毎年約五億円が必要であるため、五十年間で約二百五十億円、さらに将来の老朽化に伴う大規模改修費が約二百億円程度かかると想定した場合、全体として五十年で約一千億円かかることとなります。これでは毎年二十億円の県費が五十年間失われたこととなります。

これに対し、県議会をはじめ、このことを知る県民の多くが、佐賀県の財政規模からするとさすがに一千億円の支出はどうか、五十年といえども、一千億円の支出はどうだったのか、今後の佐賀県の財政は将来にわたって本当に大丈夫なのかと心配する向きも多数あります。

例えば、九州新幹線西九州ルート建設という一般的には大いに夢のある議論です。できる、できないという結論は議論の果てにあるものですから、自民党会派はもとより、議会全体も大いに議論すべきだと決議もいたしておりますが、それすらも、新幹線フル規格化の導入は今後の県の財政に極めて大きな影響を与えることになると主張され、議論は相変わらず低調なままであります。

SAGAサンライズパークの整備などの超大型投資がどれくらい佐賀県財政に負荷を与えたのか。これに加えて、新型コロナに伴う景気低迷や、いよいよ加速する社会保障費の増大等もあり、本県の

今後の財政状況の見通しがどうなるのか、我々も少なからず心配をいたしております。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

県財政の今後の見通しについてであります。

現在の県財政状況はどのようになっているのか、そして、今後の見通しについて改めてお伺いいたします。

二、積極的な財政運営についてであります。

佐賀県が発展していくためには、財政の規律は何より大切です。しかし、萎縮し過ぎることもまた問題です。今の県内経済を見ても、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の飲食業、観光業をはじめとした多くの企業が先の見通しも立たずに計り知れない打撃を受けております。

県内経済の早期回復を図り、県勢の発展につなげていくためにも、今後、本県にとって必要だと確信したことについては、しっかりと予算化を図る積極的な財政運営を行うべきだと思います。知事の所見をお伺いいたします。

次に三項目め、新型コロナウイルス対策について二点伺います。

一つ、ワクチン接種についてであります。

全国的に新型コロナウイルス感染症の先行きの見通しが立たない中で、期待されているのがワクチンであります。日本においても、昨年十二月に米国ファイザー社から承認申請が出され、本月十四日には厚生労働大臣が特例承認をし、その接種が始まったところであります。

県内においても、独立行政法人国立病院機構の三病院において先行接種が始まったと聞いており、これからワクチン接種に関して、ますます県民の関心が高まっていくことが予想されます。しかしその一方で、ワクチン接種に関するマスコミからの雑多な情報が洪水のように発信され続けており、正確な情報がきちんと県民に届いているのか大変危惧いたしております。

そこで、県民に対しては、厚生労働省から正式に発せられた正確な情報をマスコミなど様々な媒体を通じて、きちんと県民一人一人に届くように発信することが必要と考えておりますが、その点について知事のお考えをお伺いいたします。

二、商工業に対する支援についてであります。

先日、我が党、我が会派の政策責任者が商工団体の皆さんにヒアリングを実施されました。その報告によれば、コロナ禍において厳しい経営を余儀なくされている中小事業者に対して、先日、佐賀型中小事業者応援金が繰上げ採決という形で議決をいたしました。しかし、そうではあっても、事業者にとってはまだしばらくは厳しい状況が続くという認識は持っておられるということでもあります。

次に、事業資金の融資を受けた事業者の中には、もうそろそろ返済が始まってくる事業者もあるかと思えます。しかし、まだまだ返せる状況にはなく、厳しい状況にある事業者がこれからも事業を継続していけるよう、コロナ禍が収束するまでもうしばらく下支えしていく必要があるということでありました。

さらに、コロナ後を見据え、コロナによる社会変容を踏まえて、新たなビジネスへの転換の必要が迫られている事業者だってあります。しかし、そのような事業転換は、中小事業者には今の段階ではリスクも大きく、やはりちゅうちょせざるを得ません。そういう意味では、県においては事業者に寄り添いながら、このようなリスクを和らげていく取組もまた求められているということでもあります。

最後に、現在の国の雇用調整助成金の特例措置の支援がいつまでも受けられるわけではありませんし、単にお金を交付するというだけではなくて、売上げの増加にもつながるような事業者が自立して成長していけるような支援もあわせて行っていく必要があるということでもあります。

これら三点、我が会派及び商工団体の意向を紹介させていただきましたが、今後、商工業者の事業継続を支えながら、事業者が希望を持って前に進んでいくためにも、今後どのような施策を進めていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に四項目め、九州新幹線西九州ルートについてであります。

九州新幹線西九州ルートについては、国土交通省鉄道局と佐賀県の間で、未整備区間である新鳥栖-武雄温泉間の整備方式について「幅広い協議」が行われております。

新鳥栖-武雄温泉間の整備については、これまでの経緯を踏まえながら、将来を見据え、様々な可

能性を議論していくことは大変重要なことでもあります。そしてその際、県民の意思を代弁し、共同して県政を預かる県議会の意見を聞くことは何より重要なことであると思います。

そういった考えの下、昨年九月十七日に自由民主党佐賀県支部連合会の留守会長以下代表役員会は、山口知事に対し、この件について要請書を手渡しました。この内容は、県民が幅広く議論できるように、国土交通省が提案した環境影響評価の実施に同意した上で、九州新幹線西九州ルート、新鳥栖-武雄温泉間について国土交通省としっかり協議をし、県としての方向性を見出すべきであるというものであります。

また、当議会においても同年九月三十日に、我が党県議団の提案により、環境影響評価の実施をはじめ、国土交通省との協議を積極的に進めるよう決議、採択したところでもあります。

そこで、次の三点についてお伺いします。

一つ、自民党佐賀県連からの要請書の受け止めについてであります。

議会での決議はもちろんでありますが、特にこの要請書は山口県政を支える佐賀県議会最大会派である自民党所属県議団二十五名をはじめ、所属国会議員五名を含む一万名の党員を有する自民党佐賀県支部連合会からの要請であります。改めてこの要請書をどのように受け止めているのか、まずお伺いいたします。

環境影響評価の実施についてであります。

要請書では、県に対しては国土交通省が提案している環境影響評価の実施に同意するよう明確に求めておりますが、県はいまだに拒否し続けておられます。改めて申し上げますが、この環境影響評価の実施については、協議の末、どの整備方式に決まったにせよ、その中で最善の整備方式が決定したら、直ちに着工できるよう準備しておくこと、つまり整備に関する機会損失を発生させないための手段でしかありません。また、そのことは政府によって文書とともに明言されていることでもあります。

自民党からの要請を重く受け止めているのであれば、県は国が求める環境影響評価の実施を受け入れるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

三、国土交通省との協議についてであります。

要請書では、国土交通省としっかり協議し、県としての方向性を見いだすようにと求めていますし、決議においては、国土交通省との協議を積極的に進めるようにと文言が記されております。しかし、現在でも向こうから提案があればお話を伺います程度の受け身の姿勢を貫かれており、この問題に答えを見いだすために積極的な姿勢は全く感じられません。

この決議や要請書が示すとおり、知事以下執行部が相手方と膝を突き合わせて交渉ができるような環境をつくり、県側からも課題や条件を提示するなど、もっと積極的かつ能動的に協議をすべきだと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に五項目め、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてであります。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、防衛省から佐賀県に対して要請があってから既に六年七カ月が経過いたしております。国防上の重要性や尖閣列島をはじめとする昨今の極めて厳しい安全保障環境に鑑みれば、一刻も早く防衛省の計画を実現させなければならないと思っております。

陸上自衛隊オスプレイをめぐることは、木更津駐屯地での暫定配備が決定し、その期間は五年以内を目標とされておりますが、実際には暫定配備の終了期限が令和七年七月九日ということであれば、あと四年と半年しかありません。その四年半の中でも、仮に測量や設計工事に三年、用地買収に一年を要するとすれば、実質協議ができる期間は、今季の漁期が終わり次の漁期が始まるまでの約半年しかないということでもあります。今季の漁期が明ければ、防衛省による地権者説明が行われることになっております。一義的には事業主体である防衛省が前面に立って努力されるとしても、県をはじめ、受け入れるべきとの決議を行った県議会、地元市議会も防衛省に最大限の協力をしていかなければなりません。

先月六日には、防衛省が佐賀空港に代わる候補地の選定に着手する方針であるとの観測気球が上がり、新聞報道がなされました。同日行われた加藤官房長官の記者会見では、この内容は否定されたものの、万が一にもこの協議が不調に終わる等の事態になれば、国と佐賀県の信頼関係の基盤を大きく毀損させることになると大変心配しているわけでもあります。

こうした状況下において、佐賀空港の自衛隊使用要請の対応について、今後、本県はどう取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に六項目め、玄海・有明海の水産業の振興についてであります。

まず、玄海においては、地球温暖化等を原因とした海域環境の変化による漁獲量の減少に加え、担い手の減少や燃油等の資材価格の高騰など、漁家経営は大変厳しい状況が続いております。

例えば、昨年の春から夏にかけて、イカの漁獲量が大幅に減少いたしており、その結果ははるばる福岡や東京から名物のイカのいきづくりを食べに呼子まで来てくれた観光客に対して、本日は大変残念ながら、イカの入荷がありませんという貼り紙には、本当にかっかりさせられているようであります。このような状況が続けば、本県が呼子町や関係者と一体となって築き上げ、磨き上げてきた呼子という観光地としての拠点を失いかねません。

また、漁獲量が減少し、市場に魚はいないにもかかわらず、新型コロナの影響による消費の減少で魚の価格が低迷し続けており、現在の漁家経営は例年にも増して厳しい状況になっております。私は漁獲量を増やし、安定的に市場に供給できれば、魚の価格も維持することができ、漁業者の収入も確保できるものと思います。そのためには、まず漁礁の設置による漁場環境の改善や、種苗放流によって水産資源を増やすことが何より肝要かと考えます。

一方、有明海におきましては、諫早湾干拓潮受け堤防の締切り以来、漁業者は海域環境が変化したと訴え続けています。特にその影響を大きく受けている漁船漁業では、タイラギの九年連続休漁など、特に二枚貝を中心として漁獲量が減少し続けております。

このようなことから、有明海沿岸の漁業者は、開門調査が必要であることへの確信は何ら変わるところではございませんが、実際上の事態の解決の一助として、調整池からの小まめな排水や排水ポンプの増設を強く要望されているわけであります。

現時点において有明海的环境変化の原因は特定されてはおりませんが、その原因が干拓事業という人為によってもたらされたものであれば、その問題の解決もまた人為によって図られるべきだと思います。

具体的に申し上げますと、現在、調整池からの小まめな排水は一定程度行われていると伺っており、それでも解消できぬ負荷があるならば、そこはポンプの増設という人為を尽くすしかありません。しかし、このポンプの増設については、国は裁判で開門しない前提の和解協議が進展すれば検討するとし、実現には至っておりません。

しかし、この国側の理屈は、確定判決から十年が経過しても開門が実現せず、再生も道半ばの状況で、国への不信感や将来への不安感を抱く漁業者のつらい気持ちを全く受け止めてはいません。

また、政府の理屈は、漁協や県は、国に排水ポンプを求める前に、原告漁業者に開門しない和解に応じるよう説得しなさいよと言っているように思えてならないのであります。

しかし、行政の判断に疑義を感じた場合、司法の判断を仰ぐ権利は個人であれ、法人であれ、誰もが等しく持っております。しかも、何人もこれを侵すことはできません。有明海のために排水ポンプの増設を切に願う漁業者の気持ちを利用し、裁判の当事者でもない漁協や県を巻き込むべきではありません。裁判とポンプの増設は切り離して考えるべきであり、県としても苦しむ漁業者の皆さんの要望が速やかにかなうように、もっと積極的な対応が必要かと私は思います。

長崎県側の災害防備、農地造成のための干拓事業の結果、佐賀県側に一方的に被害が生じているこの状況を見て、まさか長崎県も、困っている隣人を冷たく無視されることはないと感じております。

堤防の設置者である国や排水門の管理者である長崎県とよく協議をして、知恵を出し合い、共同して事態の解決に邁進していただきたいと思っております。

知事におかれては、玄海にしる、有明海にしる、水産の振興等については、今までしっかりした夢のある強いメッセージを我々議会には発しておられない気がいたします。漁業者が将来にわたって安心して漁業を営めるよう、玄海、有明海の水産振興の取組をどのように進めていくのかお伺いいたします。

次に七項目め、エネルギー行政について二点伺います。

一点目、地球温暖化対策としてのエネルギー政策についてであります。

菅内閣では、二〇五〇年度までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロとすることを目標として示されています。これを受け、二〇二一年度に改定が見込まれる国のエネルギー基本計画でも、この目標の達成に向けた具体的な取組が示されるものと考えております。

我が国で排出される温室効果ガスの約九割はエネルギー利用に由来する二酸化炭素ですから、政府は三十年後には二酸化炭素の排出をゼロにすると言われております。にわかには信じられない目標ではございますが、しかし、この二酸化炭素の排出を削減していく必要性は誰しもが理解しているところであります。

それでは、逆に言えば、二酸化炭素排出の九割を占めているエネルギー分野での取組をどうするかを決めることが最も重要な鍵になります。

しかし、我々の社会活動において、産業分野であれ、家庭分野であれ、我々が日常的に使用しているエネルギーはほぼCO₂を排出する化石資源によって支えられているという実態があります。

その一方で、二〇一九年の千葉県内の台風被害での二週間の長期にわたって九十万戸の大停電が発生し、その結果、被災した人々の日常生活がどれだけ大きな混乱をしたかは私たちの記憶にもしっかりと残っております。つまり、エネルギー政策の大原則は、エネルギー供給の安定性を維持していくことでもあります。

こうした中、県では本議会において「佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例」の改正が提案されております。エネルギー政策の変更は私たちの暮らしにも大きな影響をもたらすもので、どのような考え方に基つき改正を行うのか、また、この改正を踏まえ、県として地球温暖化対策としてのエネルギー政策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

二つ目、玄海原子力発電所の安全対策についてであります。

九州電力の玄海原子力発電所では、昨年九月に発生した玄海三号機の仮設ケーブル火災をはじめ、この五年間で火災が三件発生いたしております。どんな大規模な工場であっても、五年間で三回の火事、火災事故は起こしません。家庭でもしかり。人生の途上で一度でも火事を起こすことは全く普通なことではありません。

幸いにも三件とも発電所の運転に影響を及ぼすものではなかったものの、そもそも玄海原子力発電所のような安全が最も重要な施設にあって、小規模とはいえ、火災が多発するようなことがあっていいわけがない。

九州電力ではそれぞれの火災の原因について、機器の不具合やヒューマンエラーなど特定し、再発防止策を行ったと説明されているようでございますが、こうした小さな火災の発生を許してしまう気の緩みというものが、九州電力やその関連会社の中に存在し、いつの日か大きな事故につながるのではないかと大変憂慮しております。人も会社も気は緩みます。しかし、誰しも緩むけども、火事を起こすまで気が緩むということはないはずであります。

そういった状況を踏まえて、県は直近の仮設ケーブル火災の発生を契機に、九州電力に対し発電所構内の作業の総点検を要請しました。点検した九州電力からは、明らかとなった課題の改善を行うといった報告を受けたと思っておりますが、今後、九州電力には緊張感を持ってしっかりと対応してもらわなければなりません。

九州電力による玄海原子力発電所の安全対策について、県としてどのような姿勢で挑んでいくのか、改めて所見をお伺いいたします。

次に八項目め、災害対策についてであります。

これまで河川や砂防施設、クリークなどの整備が着実に進められ、大いにその効果は発現されております。

しかし、今後、近年の激甚化した豪雨に対応するためには、政府が提唱する国土強靱化策とあわせて、既存の施設、例えばダムや圃場、クリーク、河川、海岸まで、ありとあらゆる施設がさらに連携を深化させ、対策の空白地帯が散見されないようにすることが何より重要であります。

しかし、実際には佐賀平野に無数にある集落内のクリークには現行の制度では手をつけられませんし、遊水地の整備もこれからの取組であります。

そして、何よりソフト対策としては、一部市町ではクリークの事前放流の取組は見られるものの、

県内全域において、クレークやため池、水田等を防災にもっと積極的に役立てようという施策には残念ながら至っておりません。

このような施策の考え方を、現在、流域治水と申しますが、この流域治水という考え方にもっと目を向け、関係者で事業面及び運用面で連携すれば、より一層被害は軽減されるはずであります。

まず、防災に関しては関係機関の縦割りの考え方に固執せず、横串を刺すような組織を構築し、河川流域全体で協力、連携して被害軽減に取り組む必要があると考えております。

最後に、今年三月の下旬から待ちに待った本県独自の消防防災ヘリ「かちどぎ」の本格運用が開始されます。これによって本県の災害時の情報収集能力が大いに向上するものと期待しております。

そこで、地球温暖化の影響により、今後さらに激甚化、頻発化が予想される豪雨に対して、地域の安全・安心を確保していくために、県は災害対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に九項目め、文化行政についてであります。

山口知事は「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、暮らしの安全・安心や子育て、福祉、農業、商工業など、様々な分野において施策を進めると公約されております。

その中でも特に文化・スポーツの分野では、国スポ・全障スポ「SAGA2024」開催を契機としたSAGAサンライズパークの整備や、トップアスリートの育成とそれを通じたスポーツ・文化の裾野の拡大を図るSSP構想等、ハード、ソフト両面において情熱を傾けてスポーツ施策を進められていると県議会の誰しもが感じております。

一方、文化施策については、確かに「肥前さが幕末維新博覧会」が開催されたのは事実ですが、県内の老朽化した文化施設の整備等についてはいまだにその方向性が示されてはおりません。この問題が具体的に提起されて久しいのですが、いつの間にかうやむやになったままであります。

博物館・美術館に至っては耐震の補強すらされておりませんし、図書館は耐震補強がされたにすぎず、その手狭さや老朽ぶりは関係者に対し、殊のほか申し訳なく、気の毒にすら感じているわけであります。

そういった意味では、スポーツ分野に比べるまでもなく、ほかのどんな分野、施策より文化施策への取組は不十分だと感じております。

特に文化施策の中で文化財に目を向けると、本県には日本史上特筆すべき埋蔵文化財が多数あります。しかし、なぜかこれを保存展示する場が一つもありません。耐震補強であるとかないとかではなく、そもそもありません。他県では当然のごとく市町レベルですら設置されている埋蔵文化センターが、本県には一つもないのであります。

よく縄文時代とか弥生時代とか申しますが、弥生時代の長さは約六百年くらいだそうであります。その中でも日本最古の水田が発見された唐津市菜畑遺跡、日本で初めての青銅器生産が盛んに行われていたことを示す小城市土生遺跡や鳥栖市安永田遺跡などの遺跡は、我が国の弥生時代文化を研究する上で欠かせない歴史遺産と言っても過言ではありません。

そして、佐賀を代表する吉野ヶ里遺跡は、全国民が学習する、まさに弥生時代の全国で最も著名な遺跡であります。日本全史を通じて弥生時代といえまさしく佐賀県であります。しかし、全国で最も著名な弥生時代の遺跡であるこの吉野ヶ里遺跡にすら埋蔵文化センターに相当する施設はありません。

私は、吉野ヶ里遺跡において出土した本物を見て、その意味するところを学び、すごさを感じるといった施設を設けるべきだと思います。

そういう意味では、「佐賀県総合計画二〇一九」に掲げられている「豊かな文化・歴史の継承と魅力発信」への取組が大いに不足している一例だと指摘させていただきます。

吉野ヶ里遺跡につきましては、現在、新たな大発見が期待される日吉神社境内地について公有化や発掘調査に向けた取組が行われていると伺っております。吉野ヶ里歴史公園が、今年、開園二十周年を迎える今、吉野ヶ里の文化財的な価値をさらに磨き上げ、その価値を発信し、魅力を向上させること、つまり、佐賀の魅力としての本物の財産であるこれらの文化財の保存と活用をより積極的に行っていくことが何より重要な施策だと思います。今後の文化財の保存活用についての知事の考えをお伺

いたします。

次に十項目、「SAGA2024」を契機としたスポーツの振興についてであります。

県では、二〇二四年に佐賀県で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」での天皇杯獲得のため熱心に競技力の向上が図られています。

しかしながら、直近に開催された茨城国体では三十三位であり、二〇二四年に本当に天皇杯が獲得できるのかと心配いたしております。

大会が一年延期になったことで、これまで育成を進めてきたターゲットエイジの出場が厳しくなったことなども考えると、二〇二四年での天皇杯獲得に向けてさらなる競技力の向上のための努力が必要になってまいります。そして、SAGAスポーツピラミッド—SSP構想を掲げ、トップアスリートの育成を通じて、スポーツ文化の裾野の拡大を進めてまいりました。佐賀大会を終えても競技力向上の取組をレガシーとして残していただきたいと考えております。

また、「SAGA2024」のメイン会場であり、その後の本県のスポーツの拠点となるSAGAサンライズパークの整備が進められております。この整備は多額の投資を伴う世紀の大型プロジェクトであり、それに見合う地域への経済波及効果が十分に発揮されるよう、しっかりと対策を講じていかなければなりません。

昨年、工事に着手したSAGAアリーナについては、県外大手企業を代表とした建設共同企業体が受注しているためなのか、県内の企業がなかなか下請に参加できないとの声も聞こえてきております。まだまだ工事は序盤と伺っており、今後、県内の企業が多く関わっていくことを強く求めるとともに、我が会派としてもこれはしっかりと注視していきたいと考えております。

一方、SAGAサンライズパーク整備後の利活用による波及効果については、計画当初以降に懸念される大きな状況の変化が起きております。たまさか昨日、RKK熊本放送により、新型コロナの影響、熊本城ホール赤字補填に三度目の税金投入、総額三億四千万円というニュースが飛び込んでまいりました。復興のシンボルとも呼ばれた熊本城ホールですが、感染の拡大で去年の四月以降メインホールの稼働率が二割以下で、予約のキャンセルはおよそ六百件と厳しい状況が続いているというものであります。そういう意味では、国民の中に新型コロナウイルス感染症により三密を避けるなど生活スタイルに大きな変化が生じているということがあります。

さらには、九州内でもSAGAアリーナと競合する施設が幾つも計画されていること等、想定外の問題が発生しております。こういった点についてもしっかりとした対応を求めていきたいと思っております。

また、「SAGA2024」に向けて佐賀県のスポーツ全体が盛り上がっていくためには、県内で活躍するプロスポーツの存在も大変重要であります。特に歴史あるサガン鳥栖はなくてはならない存在であります。近年、大口スポンサーの撤退、コロナ禍による興行収入の減少と、今まさに経営危機から脱却できるかどうかの瀬戸際に立たされております。

折しも経済界などによる「サガン鳥栖AID」が立ち上がっている中で、経営を安定化させていくために、県としての支援が求められ、かつその在り方が厳しく問われています。

そこで、次の三点について伺います。

一つ目、「SAGA2024」を契機とした競技力の向上についてであります。

「SAGA2024」での天皇杯獲得はもとより大会後も佐賀にしっかりとその高い競技力が根づくよう、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

二つ目、SAGAサンライズパークの利活用についてであります。

想定外の事態も起きておりますが、SAGAサンライズパークの完成後において、大型プロジェクトに見合う地域への波及効果を得るために、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

三、サガン鳥栖の支援についてであります。

県としては、一民間企業にもうこれ以上の経済的支援というわけにはなかなかいきません。県の人脈を通じて大口スポンサーを紹介したり、ほかにもサガン鳥栖と今までなじみの薄かった各市町との連携をアシストし、全県的な応援の機運を高めるなど、県民の理解が得られるよう、しっかりとチームを支援していくべきと考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に十一項目め、観光振興についてであります。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、県内観光関連産業は大きな痛手を受け、非常に厳しい状態にあると認識しております。国の「Go To Travel」事業が開始されたことなどを受け、一時期は観光業も活気を取り戻し始めておりましたが、年末からの「Go To Travel」事業の一時停止により再び人の移動も減り、県内観光関連産業は疲弊し、実際、無収入に近い状態にある事業者もいると聞き及んでおります。

だからといって、観光産業の今の状態をただ黙って見ているわけには絶対にまいりません。近い将来、新型コロナウイルスが落ち着き、経済が動き出す段階に来たとき、改めて観光客に訪れてもらえるよう、観光資源の磨き上げや地域イベント企画の支援にこれまで以上に積極的に取り組んでいくべきと考えます。

佐賀県は、特に今年は吉野ヶ里歴史公園が開園二十周年に当たりますし、武雄温泉駅や嬉野温泉駅をはじめとする新幹線西九州ルートの開業、そして、これと同じタイミングでデスティネーションキャンペーンも来年秋に開催されます。また、呼子のイカはもちろんですが、美しい砂浜と虹の松原が広がる白砂青松の風景をたたえる唐津は、その風光明媚な風景を楽しめる旅館やホテルも充実しており、観光客誘客の面で極めて有望だと確信します。県内市町や各地域の団体等と連携しながら、これら観光資源の発掘や磨き上げなどの受入れ体制の充実に取り組むことで、現在苦しんでいる多くの事業者の皆様方、近い将来に向かって大きな励みになるのではないかと考えております。

県ではこれまで、インバウンド観光客の誘致を含め、県内観光を支える様々な取組を行い、成果も多分に上がっております。知事におかれては、本県の観光振興をどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に十二項目め、福祉行政について二点伺います。

まず一点目は、高齢者や障害者を支える人材の確保についてであります。

急速に少子・高齢化が進む中、二〇二五年にいわゆる団塊の世代が全て七十五歳以上となり、県全体五人に一人がいわゆる後期高齢者となると見込まれています。あと三年後であります。また、県内の令和元年度末の身体、知的、精神を合わせた障害者手帳保持者の数は約五万七千人となっており、特に精神障害者の手帳保持者は十年前に比べ、約二倍と大幅な増加を見せております。この七十五歳以上の後期高齢者の数は二〇三五年まで増加し続け、障害者も高齢化が進んでいる中、三年後の二〇二五年という近い将来における介護人材の不足は、これまでの推計によると、約六百人程度からさらに広がると予想されております。そして、障害者を支える人材についても、障害福祉サービス事業所の増加に伴い、より多くの人材が必要になることが見込まれており、これら人材の確保はまさしく待ったなしの状況であります。

そもそも高齢者福祉や障害者福祉といった分野は、利益を追求していく営利法人と違い、高齢者福祉であれば介護報酬、障害者福祉であれば障害福祉サービス等報酬という制度の中で経営されており、そこで働く人々の責任の重さに比べ、賃金面などの処遇や待遇で満足してもらうことは、現状では極めて厳しいと言わざるを得ません。そういう点でまさしく人を大切にする山口県政の方向性に沿うところであり、施設や事業所の将来に向けての報酬面での国の応援に加えて、県でも人材の確保や育成にしっかりと支援をしていく必要があるかと思えます。

重ねて申し上げますが、人間は誰も必ず老いを迎えます。介護が必要な状態や障害を抱えた状態になります。しかし、そのような状態になったときでも、住み慣れたこの佐賀県やふるさとで安心して暮らしが続けられるかどうかは、ひとえにその暮らしを支える人材の確保や育成にかかっております。高齢者や障害者を支える人材の確保に向けた今後の取組について、知事の所見をお伺いいたします。

次に二つ目、暮らしの移動手段の確保についてであります。

公共交通機関が発達していない本県のお年寄りにとって、運転免許の返納はまさしくその後の暮らしの在り方に関わる重大な問題であります。ですから、なかなか運転免許を返納する決断ができず、結果として高齢者の交通事故が減らないということにつながってまいります。

そういう中であって本県白石町では、乗り合いタクシーで自宅から白石町内の病院や役場など、指

定の停留所までは一乗車三百円で移動できる制度を用意されていると伺っており、大変興味深い取組だと思っております。

また、障害者福祉からの観点で見た場合、特別支援学校に通う児童生徒の多くの保護者は、今なお学校への送迎等で苦勞されており、その負担はまさしく少なくありません。現在、NPO法人等が自家用自動車を使用して個別輸送を行う福祉有償運送がございますが、こうした輸送サービスに参入する事業者が増えていけば、障害のある方の移動手段が充実するものと大いに期待をいたしております。

いずれにしても、超高齢化社会が進展する中で、免許返納者を含めた高齢者や障害者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉の観点を踏まえた、安価で使い勝手のよい暮らしの移動手段を新たに確保することが何より大切なことかと思えます。こうした高齢者等の暮らしの移動手段の確保について、県ではどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に十三項目め、農林業の振興についてであります。

個人的なことではありますが、我が家は代々農家の家系で、額に汗して仕事に打ち込む両親の姿を見て育ちました。親の後を継ぎ、実際農業をやってみて、そのよさや大切さを肌で感じており、後世に残す大切な産業だと自負いたしております。

以前は、本議会も直接、間接を問わず、農業に縁のある議員ばかりでしたが、残念ながら、今は本当に数えるくらいしかおられません。今日は農家の代表として、そういう気持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

農林業は生活に欠かせない食料や木材を安定供給する役割を果たしながら、美しい景観の形成や水源の涵養を行い、またそれを担う農村にあっては、日本古来からの伝統文化の継承など、日本社会を維持するための基盤的機能を有しております。またほかにも、先ほど災害対策の項で申しましたとおり、森林による土砂災害の防止や、水田やクリークの貯水機能の活用による水害の防止等にも重要な役目を果たしております。

そういった機能を担う農業を営むよさとは何かということなのですが、それは一口で言うと、家族と一緒に働き、人生を歩むということに尽きます。大切な家族とともに季節を感じ、その季節に合わせて働く。そして、収穫の喜びを家族とともに味わう。家族の絆は深まり、いつか大きくなった子供らがこれを手伝い、そして、次世代へと渡していく。子供らの世話をし、いつか子供らの世話になる。そして、信頼する地域の人々とともに暮らしていけることが農業をし、農村で生きるよさなんだろうと思えます。

そういう意味で、私は県民の命や暮らしを支えるこの農林業をしっかり守り、その担い手や担い手を育む農村を守ることは今の時代に生きる私たちの大切な役目だと思っております。

そこで、最近の農林業を取り巻く情勢でございますが、これは本当に厳しい。機械をはじめとする生産資材の価格高騰や近年の異常気象などによる品質の低下、収量の落ち込みや、現在の感染症の拡大の影響を受けて農産物や林産物の消費の減退や価格の低下にさらされ、専業農家の生活は本当にぎりぎりのところにあります。また、農村のほうでも農業に理解を示さない非農家も増え、春と秋の風物詩でありました野焼きは既になくなり、農薬散布なども周囲に対し本当に気兼ねする時代がやってまいりました。

先日、佐城地区の農業士の方々と意見交換をさせていただく機会を得ましたが、多くの方々から、我が家にとっても地域にとっても担い手をどう確保するかが現在の最大の課題との意見をいただいたところであります。実際、農業人口は平成二十二年の約二万八千人だったものが、十年後の今では約二万人と、この十年間で三割以上減少してまいりました。そのうち六十五歳未満の方は約七千人と四割にも満たない状況であります。つまりこのままでは近い将来、わずか七千人、かつての四分の一の人々の手によって、県土の山々、そしてこの広い佐賀平野を守っていく時代が到来することになる勘定であります。

私は農林業のすばらしさや大切さなどについて県民の皆さんにきちんと伝えていく。そして、次世代の立派な担い手を確保、育成して、農林業の持続的な発展を図っていく必要があると思ひ、知事は今後、農林業の振興にどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に十四項目め、社会資本の整備について二点伺います。

一点目は、広域幹線道路網の整備についてであります。

本県において広域幹線道路網の整備の目的は、一つは日常において地域資源を生かした産業の立地や活発な経済活動、観光の振興を飛躍的に促進するためであり、またもう一つは緊急時において救急搬送や災害発生時の避難、救援物資の輸送など、大きな役割が期待されるためであります。

そうした中、県では九州佐賀国際空港への重要なアクセス道路となる有明海沿岸道路や佐賀唐津道路をはじめ、西九州自動車道や国道四百九十八号伊万里-武雄間の整備が優先的に進められており、これは引き続き整備促進に努めていただくよう国土交通省とは緊密な調整方よろしくお願いいたします。

しかし、県南部地域のために有明海沿岸道路鹿島-諫早間や、国道四百九十八号鹿島-武雄間の地域高規格道路の整備計画がないことは明らかに問題だと思っております。長崎本線という鉄路が二年後、武雄、嬉野方面へ移管される結果、確かに新幹線開業効果に沸く武雄、嬉野地区の影になってしまいました。私はこの開業に合わせて、鹿島、太良地域に、地域高規格道路の建設について将来の見通しをはっきりと示すべきだと思います。

また、こうした広域幹線道路の整備を着実に進めていくためには十分な予算の確保も重要であります。しかしながら、今の県と国との関係を見てみると、予算の確保や関係機関との調整については大変危惧いたしているところであり、知事におかれましては市町と連携して国土交通省、特に九州地方整備局や財務省に対しても余念なく緊急性や必要性、協力の熟度を訴えていただき、予算の確保につなげていただきたいと思います。

広域幹線道路網の整備と必要な予算の確保について、今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いいたします。

二点目は、建設業の担い手確保についてであります。

建設業は道路や河川、建築物など、社会資本の整備や維持管理を担い、災害時には緊急対応や復旧活動など、地域を支える極めて重要な役割を担う産業であります。

しかしながら、ここ二十年の間、「コンクリートから人へ」という言葉が象徴するように、公共事業を頭から否定し、仕事を減らし、無理に競争させ、安く買いたたいてきた過去もあります。その結果、県内の建設業の就業者数は随分減ってまいりました。この業界の未来に展望を抱けなくなった若手技術者の離職か、受注減による単純なリストラであります。

細かな数字で恐縮ですが、平成七年度の五万八百八人をピークに、その二十年後の平成二十七年度には三万三千八百六十六人と、ピーク時の約六七％と減少しております。その三万三千八百六十六人の中で、五十五歳以上の割合が約三九％と非常に高い一方で、何と二十九歳以下はこの三万三千八百六十六人の中で約一一％です。他産業に比べてもはるかに高齢化が進行しているといった状況でございます。こうした状況では離職者が入職者を大きく上回り続け、近い将来、建設業を担う若手技術者等の人材不足はいよいよ深刻化してまいります。

このような中、政府においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、建設業法及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる担い手三法が改正され、建設業界においても週休二日の確保をはじめとする大変有効な働き方改革が進められております。

こうした取組が特A規模の大きな建設業者だけではなくて、私たちの地域を支える県内B、C級の建設業者においても広く受け入れられ、結果として県内の建設業に従事しようとする若者が増えていく契機になればと願ってやみません。

私は、本県建設産業に従事する者たちにもっともっと敬意を払い、この産業を大事に育てていこう、守っていこうという強い思いがなければ恐らくうまくはいかないだろうと思っております。県として建設業を支える担い手の確保にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に十五項目め、教育行政についてであります。

教育長にお伺いしたいことは幾つかあります。教育の重要な柱である学力についてであります。

全国学力・学習状況調査結果を見ても、調査開始以来、本県は今なお多くの教科で全国平均を超えない状況が続いております。この点をどう思っておられるのかということ。

次に、教育におけるICTの活用は、教育効果を高めるための有効な手段としてしっかり活用されているのかということ。

最後に、特別支援学校のスクールバスについては、平成二十七年に県議会で実施を求める請願を全会一致で採択いたしました。これを受けて平成二十九年から六校各一コースのスクールバスが運行されておりますが、例えば、うれしの特別支援学校には路線が武雄、北方方面しかなく、そもそも太良、鹿島方面には存在しません。本来、請願の趣旨に照らすならば、要望があれば増便すべきですし、もっと弾力的な運用があっべきかと思えます。また、そうすることで特別支援学校への通学支援がさらに充実をし、児童生徒への教育を受ける機会の保障につながっていくものと思えます。

ここでは教育委員会に思う三つの点について述べさせていただきましたが、これらを踏まえて、今後、佐賀県の教育をどのように進め、どのように子供たちを育てていこうとされているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

そして、最後になりますが、警察行政についてであります。

松下本部長におかれましては、代表質問とはいえ、着任早々での質問になりました。良好な治安は県民生活の基盤であり、県勢発展に欠かすことのできない重要な要素であります。本部長におかれてはいきなりの質問になりましたが、歯切れのいい答弁のほどよろしくお伺いいたします。

県内の治安情勢を精査してみますと、刑法犯の認知件数は年々減少しているものの、高齢者などを狙った悪質、巧妙な二重電話詐欺事件が依然として発生いたしており、また、高齢者が犠牲となる交通死亡事故の発生件数はいまだ高い水準で推移している状況であります。このような情勢の中で警察が果たすべき役割はますます大きくなっており、県民も佐賀県警察に大きな期待を寄せているところであります。

着任に当たって、県警察の最高責任者である松下本部長には県民の安全で安心な暮らしを守るため、これまでの経験を踏まえて、そのリーダーシップを大いに発揮していただきたいと思えます。

本部長に対し、着任に当たっての所見をお伺いいたします。

以上、十六項目であります。県民に関心の高い十六項目であります。より簡潔で明確な答弁のほどよろしくお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

御清聴いただき誠にありがとうございました。（拍手）